

「九州森林研究」投稿規程

投稿資格および原稿種目

- 『九州森林研究』（以下、「本誌」という）への投稿は筆頭著者または責任（連絡）著者（corresponding author）のいずれかが会員であることを要する。ただし、筆頭著者または責任（連絡）著者以外の共同著者には非会員を含むことができる。なお、投稿に対する共同著者からの承認は筆頭著者または責任（連絡）著者の責任によって行うこととする。なお、本誌において筆頭著者とは、論文出版に際し最も貢献した著者である。責任（連絡）著者とは、論文出版に際し、企画・内容・連絡などに責任を持つ著者である。筆頭著者が責任（連絡）著者を務めてもよい。
- 原稿の種目は「総説（英文の場合；Review paper）」、「論文（同；Original paper）」、「速報（同；Short communication）」、「報文（研究情報，研究記録）」および「その他（解説，意見，紹介，行政情報など）」（「報文」および「その他」の英文についてはRecord and othersとして一括）とし、著者が選択する。「総説」・「論文」・「速報」はオリジナルに限る（詳細は本誌「投稿原稿審査要領」参照）。「速報」および「報文」の内容は本誌の「論文」としてあらためて投稿できるものとする。

原稿審査

- 全ての投稿原稿は、本誌審査要領に基づいて、編集委員会が決定した審査者の審査を受ける。

原稿作成およびページ制限

- 原稿は原則として和文（英文も可）とし、文章作成ソフトウェアを使用する。
- 原稿は図表などを含め、原則として「総説」と「論文」で刷上り8ページ以内、「速報」・「報文」・「その他」では刷上り4ページ以内とする（最終的な冊子刷上りは、提出原稿1枚が刷上り1ページとなる）。
- 「総説」と「論文」には、和文および英文要旨を必ず付ける。「速報」は和文要旨を必ず付け、著者の希望により、英文要旨を付けることができる。本文が英文の場合は英文要旨とし、和文要旨を付けることができる。「報文」と「その他」では要旨を付ける必要はないが、著者の希望により要旨を付けてもよい。英文要旨を付ける場合および本文が英文の場合は、著者の責任で英文校閲を行う。
- 図、表、写真（以下図表等という）の表題、説明文は本文が和文の場合は和文とし、英文も併記できる。また、本文が英文の場合は英文とし、和文も併記できる。
- カラー印刷希望の場合は、カラー印刷に要した費用を著者負担とする。
- 25部を超える場合の別刷を希望する場合には、増刷分の印刷経費は著者負担とする。

審査用原稿提出

- 審査用の原稿はPDFで入稿する。
- 下記のをメールに添付し、編集事務局（メールアドレスは学会ウェブサイトの投稿案内を参照）に送付する。
 - 1) 投稿連絡票（学会ウェブサイトの投稿案内からダウンロード）
 - 2) 審査用原稿（図表等が貼付された完成原稿）
 - 3) 電子付録（付表・付図）※ 審査上必要となる場合には、図・表・写真・付録の送付を個別に依頼する。
- 送付メールの件名は、学会発表研究の投稿の場合は「九州森林研究_発表番号」、随時投稿の場合は「九州森林研究_氏名」とする。
送付メールの件名は、学会発表研究の投稿の場合は「九州森林研究_発表番号」、随時投稿の場合は「九州森林研究_氏名」とする。

入稿用原稿提出

- 原稿はPDFおよびMS Wordで入稿する。

- 入稿に際しては下記のことをメールに添付し、編集事務局（メールアドレスは学会ウェブサイトの投稿案内を参照）に送付する。
 - 1) PDFおよびMS Word（図表等が貼付された審査済み完成原稿）
 - 2) 図・写真はMS Wordにそれぞれ個別に貼付したもの。表はMS WordまたはMS Excelで作成したもの、またはMS Excelで作成したものをMS Wordに貼付したものとし、表を画像化したものは認めない。図・写真の解像度が低い場合や表が画像化されている場合には、著者に再提出を依頼することがある。
 - 3) 付録は別ファイルとして送付する。
- 送付メールの件名は、審査用原稿提出と同様とする。

著者校正

- 著者校正は原則初稿のみとし、誤植の訂正に限る。

掲載・別刷料

- 著者または連絡（責任）著者は、掲載にあたり掲載・別刷経費を所定の額（投稿連絡票を参照）支払うこと。

著作権

- 本学会の学術誌である『九州森林研究』に掲載された総説・論文・速報・報文・その他の原稿の著作権は、本学会または本学会の定めた出版社と共同で所有し、原則として本学会に帰属するものとする。本学会著作権の詳細については、学会ウェブサイトの九州森林学会著作権規程を参照のこと。
- 原稿が受理された段階で、入稿用原稿と共に著作権譲渡書（学会ウェブサイトの投稿案内からダウンロード）を編集事務局に提出することとする。

（平成12年10月28日 制定）
（平成15年10月17日 一部改正）
（平成26年10月24日 改正）
（平成29年10月27日 改正）
（令和 6年10月11日 改正）